

# 成年後見制度についての相談機関

障害や認知症などにより判断能力が低下している方が、安心して自分らしく生活していけるように、財産や権利を守るお手伝いをします。

## (1) 広報

制度について、権利擁護について広報し、制度利用が必要な方が利用につながるように環境を整えます。

## (2) 相談

成年後見制度について、相談機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等）からの相談に応じます。

また、制度を利用したい方およびその家族に対し支援を行います。

## (3) 利用促進

ご本人やご家族が申立をされる方には、書類作成等のお手伝いをして、申立につなげる支援をします。

適切な後見人等候補者を調整する支援を行います。

## (4) 後見人等支援

成年後見人等からの相談に応じて、関係機関等が集まる会議を行って、後見活動が円滑に行えるように支援します。

## 成年後見制度とは

障害や認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない方に対し、後見人等がご本人に代わって財産や権利を守るなど、ご本人を法律的に支援する制度です。

## 吉田町社会福祉協議会（成年後見制度中核機関）

ご相談・お問い合わせ

電話0548-34-1800

月～金曜日8:15～17:00

（祝日年末年始を除く）

〒421-0303

吉田町片岡795-1

吉田町健康福祉センターはあとふる内

